

2022年10月6日
株式会社ソルコム

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、広島県又は広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札等に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年10月13日に公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。以降、同委員会の調査に全面的に協力してきましたが、本日、独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けましたのでお知らせします。

お取引先様はじめ関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを謹んで深くお詫び申し上げますとともに、今後も継続して法令遵守の一層の強化と再発防止の徹底に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

弊社が命じられた措置は以下のとおりです。

- (1) 受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていること及び受注予定者を決定せず自主的に受注活動を行うこと、について確認すること。
- (2) (1) でとった措置について、広島県、広島市、自社を除く対象会社に通知するとともに、従業員に対して周知徹底すること。
- (3) 独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定及び自社の従業員に対する周知徹底、独占禁止法の遵守についての研修及び法務担当者等による定期的な監査を行うために必要な措置を講じること。 など

2. 再発防止の取り組み

- (1) 独占禁止法遵守についての行動指針の策定と従業員への周知徹底
入札等対応にあたっての禁止行為、競合他社との接触時の遵守事項等の規範化
規範事項遵守のためのチェック項目の策定 等
- (2) 入札談合防止のための研修の実施
営業担当者研修、全社員研修 等
- (3) 監査の強化
入札談合や疑義の未然防止につながる実効性ある監査、相談体制の構築